

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：